

多治見市教育情報セキュリティ基本規程

(目的)

第1条 この規程は、多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例（昭和39年条例第10号）第1条に規定する小学校及び中学校（以下「学校」という。）における教育情報セキュリティ対策の基本となる事項を定めることにより、学校が保有する教育情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 教育情報セキュリティポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク構成機器及び記憶媒体で構成されるものであって、これら全体で処理を行うものをいう。
- (2) ネットワーク コンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ソフトウェアを含む。）をいう。
- (3) 教育情報資産 次に掲げるものをいう。
 - ア 情報システム、ネットワーク、情報システム及びネットワークに関する設備並びに電磁的記録媒体
 - イ 情報システム及びネットワークで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
 - ウ 情報システムの仕様書（ネットワーク図を含む。）等のシステム関連文書
- (4) 教育情報セキュリティ 学校に関わる教育情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (5) 教育情報セキュリティポリシー この規程及び教育情報セキュリティ対策を実施するため別に定める具体的な基準（以下「教育情報セキュリティ対策基準」という。）をいう。
- (6) 機密性 教育情報にアクセスすることを許可された者のみが教育情報の閲覧、利用等ができることをいう。
- (7) 完全性 教育情報及びその処理方法が、正確かつ完全であることをいう。
- (8) 可用性 許可された者が、必要なときに常に教育情報資産を使用できることをいう。
- (9) 校務系情報 成績、出欠席及びその理由、健康診断結果、指導要録その他の児童生徒に関する情報、保護者及び教職員（本市会計年度任用職員を含む。以下同じ。）の個人情報等、学校が保有する教育情報資産のうち、それらの情報を学校又は学級の管理運営、学習指導、生徒指導、生活指導等に活用することを想定しており、かつ、当該情報に児童生徒がアクセスすることが想定されていない情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。
- (10) 学習系情報 児童生徒のワークシート、作品等、学校が保有する教育情報資産のうち、それらの情報を学校における教育活動において活用することを想定しており、かつ、当該情報に教職員及び児童生徒がアクセスすることが想定されている情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。
- (11) 通信経路の分割 校務系情報及び学習系情報の両間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信のみを許可できるようにすることをいう。

(適用範囲)

第3条 教育情報セキュリティポリシーの適用を受ける機関は、教育委員会事務局及び学校とする。
2 教育情報セキュリティポリシーの適用を受ける者は、教育委員会事務局の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する特別職の職員をいう。以下同じ。）及び学校に所属する教職員とする。

(対象とする脅威)

第4条 教育情報資産に対する脅威として、次に掲げるものを想定し、教育情報セキュリティ対策を実施するものとする。

- (1) 意図的な要因（不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃その他のサイバー攻撃、外部者の侵入等）による教育情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去、重要情報の詐取、内部不正

等

(2) 非意図的な要因（教育情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計又は開発の不備、プログラム上の欠陥、操作又は設定の瑕疵、メンテナンスの不備、内部及び外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等）による教育情報資産の漏えい、破壊、消去等

(3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

（教職員の責務）

第5条 教職員は、教育情報セキュリティの重要性を認識し、業務の遂行に当たって教育情報セキュリティポリシー及び別に定める教育情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

（委託等に伴う措置）

第6条 外部委託等により、学校が保有する教育情報資産を教職員以外の者に利用させる場合は、教育情報セキュリティポリシーと同等以上の水準での教育情報セキュリティを確保できるよう、契約等において必要な措置を講じるものとする。

2 外部委託等により、学校が保有する教育情報資産を利用する教職員以外の者は、当該業務の範囲において教育情報セキュリティポリシーを遵守するものとする。

（教育情報セキュリティ対策）

第7条 教育情報資産を第4条各号の脅威から保護するため、次に掲げる教育情報セキュリティ対策を実施するものとする。

(1) 情報システム全体に対し、次の対策を講じる。

ア 校務系情報においては、端末からの情報の持ち出しを制限する設定、端末への多要素認証の導入等により、情報流出を防ぐ。

イ 校務系情報に接続する情報システム及び学習系情報の情報システムの通信経路を分割する。

(2) 物理的セキュリティ サーバ等、通信回線、管理区域、職員室等のコンピュータ等の管理その他の物理的セキュリティ対策を講じる。

(3) 人的セキュリティ 教職員の遵守事項、研修、事故及び欠陥等の報告義務、ID及びパスワード等の管理に関する遵守事項その他の人的セキュリティ対策を講じる。

(4) 技術的セキュリティ コンピュータ等及びネットワークの管理、アクセス制御、システム開発及び導入並びに保守等、不正プログラム対策、不正アクセス対策、セキュリティ情報の収集その他の技術的セキュリティ対策を講じる。

（教育情報セキュリティ監査及び自己点検の実施）

第8条 教育情報セキュリティ対策の実施状況を検証するため、必要に応じて教育情報セキュリティ監査及び自己点検を実施するものとする。

（教育情報セキュリティポリシーの見直し）

第9条 教育情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため、教育情報セキュリティポリシーの内容を定期的に確認し、必要が生じた場合には、速やかに内容を見直すものとする。

（教育情報セキュリティ対策基準の策定）

第10条 この規程に基づいた教育情報セキュリティ対策等を実施するために必要となる具体的な遵守事項、判断基準等を定める教育情報セキュリティ対策基準を策定するものとする。この場合において、教育情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより学校運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、外部に周知すべき事項を除いて原則非公開とする。

（教育情報セキュリティ実施手順の策定）

第11条 教育情報セキュリティ対策基準に基づき、教育情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた教育情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。この場合において、教育情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより学校運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、原則非公開とする。

（委任）

第12条 この規程に定めるもののほか、教育情報セキュリティ対策を実施するために必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。